

## 秋田市文化振興事業助成金交付要綱

〔平成28年4月1日〕  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第13条および第14条の規定に基づき、本市文化の振興に寄与する文化活動を行う個人および団体に対し、秋田市文化振興事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者、交付対象事業、助成金の率等)

第2条 助成金の交付対象者、交付対象とする事業（以下「助成事業」という。）、助成金の率等は、別表のとおりとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に直接要する経費（次に掲げる経費を除く。）とする。

- (1) 団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の人件費および謝礼等に係る経費
- (3) 会議等の開催に係る経費（会場費、飲食代等をいう。）
- (4) 賞金、賞品、記念品等に係る経費
- (5) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市文化振興事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業実施者略歴書（様式第4号）又は事業実施団体概要書（様式第5号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請書の提出があった日から起算して90日以内に、秋田市文化振興審議会の調査審議を経て助成金の交付の可否および助成金の額を決定し、秋田市文化振興事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付条件等）

第6条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けるに当たって、助成事業の中止又は内容の変更を行う場合は、あらかじめ市長に事業中止又は内容変更申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成事業の中止又は内容の変更の申請があったときは、前条の規定により決定した助成金の額を変更し、事業（中止・内容変更）承認通知書（様式第8号）により助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、法令その他の関係規程を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

4 助成事業に要する収入および支出に関する帳票は、助成事業終了年度から5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第7条 助成事業者は、助成事業終了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき事業結果を精査し、助成金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、助成金の額を確定したときは、秋田市文化振興事業助成金の額の確定通知書（様式第12号）により速やかに助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による額の確定の後に助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成事業の完了前であっても、市長が特に必要と認めるときは、助成金を交付することができる。

（交付決定の取消し、金額の変更および助成金の返還）

第10条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消しもしくは額の変更又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づく命令もしくは指示に違反し、又は不正の行為があると認められたとき。
- (3) 概算払を受けた助成事業の実績により、助成金の額が第2条に規定する助成金の率を上回ったとき。

- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消し又はその額の変更をする場合にあっては秋田市文化振興事業助成金交付の（取消し・金額の変更）通知書（様式第13号）により、同項の規定による交付した助成金の全部又は一部の返還の命令をする場合にあっては秋田市文化振興事業助成金の（全部・一部）返還命令通知書（様式第14号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の経理)

第11条 助成事業者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 助成事業者は、助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第13条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に報告をさせ、又はその職員に帳票その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に廃止前の秋田市文化振興助成金交付要綱（平成16年3月31日教育長決裁）の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に受理している秋田市文化振興事業助成金交付申請の取扱いについては、なお従前の例による。